

臨時の相撲儀礼

——童・瀧口・藏人所衆の相撲——

山本 佳奈

はじめに

平安時代の宮廷儀礼の一つに、相撲がある。九世紀には相撲節会、一〇世紀以降は相撲召合が毎年七月に行われた恒例の相撲儀礼である。私は以前、相撲節会が恒例行事として行われていた九世紀に、現役の近衛舍人に相撲をさせ近衛府が奏樂した臨時の相撲儀礼が相撲召合の起源であること、九世紀末（一〇世紀初頭）律令国家から王朝国家への国家体制の転換にともなう儀礼改革によって、律令国家の国家儀礼である相撲節会から、王朝国家の宮廷儀礼である相撲召合へと儀礼体系が転換したことを見た^{（1）}。当該期には、童相撲をはじめとして瀧口や藏人所衆の相撲など、臨時の相撲儀礼がしばしば行われるようになると、この特徴がある。本稿では、これらの臨時相撲儀礼に着目し、相撲節会や相撲召合のように年中行事として毎年行われる相撲儀礼と比較し考察することによって、臨時の相撲儀礼独自の役割を明らかにしたい。ただし、臨時相撲には、「臨時五番」と呼ばれる召合の相撲人（相撲近衛）による五番（時には七番）の相撲を天皇や院が観覧する儀もあつたが、「臨時五番」は召合相撲人の一部によつて、召合の数日後もしくは召合が停止となつた場合などに行われており、召合の一環としてとらえられるため、本節では考察の対象外とし、童や瀧口、藏人所衆など召合に奉仕する相

撲人（相撲近衛）ではない者が相撲をとる臨時相撲をとりあげ、召合との比較検討を通して、平安中期の儀礼体系について考えたい。

一、先行研究と課題

童相撲は貞觀三年（八六二）を初見とし、六国史には清和天皇が元服し東宮から内裏に遷御する貞觀七年までの四年間で計六回見られるのみで、幼帝清和と密接に関係して行われたものであるとされている^{（2）}。以降は寛平七年（八九五）に宇多天皇が催し^{（3）}、一〇〇一一世紀前半にかけて十数回、主に東宮や親王のために行われた。治安三年（一二〇二三）の小一条院敦明親王の童相撲が、実際に行われたことが確認できる最後の記録であり、寛治六年（一〇九二）にも白河上皇主催の童相撲が準備されていたが、伊勢神宮の神殿が顛倒したことで中止となり^{（4）}、その後は行われなかつたようだ史料には見えない。

童相撲の特質や機能に関して、童相撲は童の神性にあやかつた「幼少天皇の権威誇示」のために始められ、「律令体制が瓦解し天皇権力の基盤が脆弱になるにつれ」、「その権威保持の演出手段となつた」という松見氏の見解がある^{（5）}。松見氏は、童相撲における童舞にも言及し、有力貴族が子弟を昇殿させることで一族の勢力を他氏に顯示し、元服後の出世の政治的手段として機能したと述べられた。氏は、相撲節会の一番の取

り組みで占手童による呪術的相撲が行われたこと、童相撲が行われた時期がいざれも「天皇の実権が不安定」あるいは「有名無実化」していた時期であるとし、童のもつ神性に基づく天皇権力の誇示・保持を童相撲に求めた。しかし、冒頭で述べたように、相撲儀礼の一つとして総合的に見たとき、童相撲は相撲近衛によらない臨時相撲の一類型にすぎず、後述のように瀧口・藏人所衆による相撲も同様の運営体制をとる。童相撲と瀧口・藏人所衆による相撲は、相撲をとる者が童であるか瀧口・藏人所衆であるかが違うだけで、その行事の構成や次第は同じである。瀧口・藏人所衆による臨時相撲儀は、その行事の構成や次第は同じである。

童相撲に天皇権力の誇示・保持の機能があることは難しく、臨時儀としての童相撲に天皇権力の誇示・保持の機能があるという主張は儀礼研究で繰り返されるステレオタイプの評価である。童相撲の特質や機能を明らかにするためには、儀礼運営と儀礼が果たす役割という観点から、童・瀧口・藏人所衆による臨時相撲儀を同一の儀礼の形態としてとらえ、相撲節会や召合と対比することによってその特質を見いだすことが必要であると考える。

二、童・瀧口・藏人所衆の相撲儀礼の類似性

童・瀧口・藏人所衆の臨時相撲が同一の儀礼体系に属する行事であることについて、儀式次第、儀式の場、儀式運営のあり方から考えておこう。

①儀式次第

童相撲の式次第は、『侍中群要』・『新儀式』・『西宮記』に記載がある。

『侍中群要』と『新儀式』の記載はほぼ同じであり、『西宮記』はより簡潔にまとめられているため、『侍中群要』を基本とし、『侍中群要』には記載のない箇所を『西宮記』で補い式次第を整理する。

①勅により、殿上公卿（あるいは藏人頭）を左右頭に定め、侍臣を左右に分ける。衛府を帶する者はその左右による。

②相撲童各二十人を招集する。

③便所において相撲童の強弱を撰定し、装束料等は内藏寮に仰せ縫殿寮に調べさせる。

④王卿・左右侍臣の饗と左右樂人の禄を内藏寮・穀倉院に準備させる。

⑤前三日、御前内取。召合儀に同じ。

⑥前一日、占手童の身長を御前で校定する。

⑦左右樂人が乱声し、参入する。

⑧天皇出御。殿上王卿が召により参上。

⑨左右頭は相撲奏を奏上する。

⑩獻舞（厭舞）。

⑪相撲長、円座を敷き、出居・立合・籌刺進出、着座。

⑫相撲二十番（占手の勝負後、勝方乱声）。

⑬御膳、王卿に酒饌を供する。

⑭勝方勝負樂（本府あるいは樂所・諸司管弦堪能な者。舞人は童を用いる。）

⑮勝方再拜、左右互いに奏楽・雜樂。

⑯還御。

すでに述べたように、童相撲は清和朝にも六回催されている。九世紀の童相撲の具体的な内容がわかるのは、初見の貞觀三年六月二十八日条の記述のみである。

六月廿八日辛未、天皇御「前殿」觀「童相撲」、①先是、近臣分頭、相折各為「左右」、以「右大臣正二位兼行左近衛大將藤原朝臣良相」為「左方首」、以「大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定」為「右方首」、

左右標并樂人相撲童等、經「左右仗下」、入「住殿前」、九番相撲後、有レ勅令レ停、(15)左右互奏「音樂」、種々雜伎・散樂、透撞、呪擲、弄玉等之戲、皆如「相撲節儀」、

(『三代実録』、付番号・傍線筆者、以下同じ。)

一〇世紀の儀式書と同じ箇所に番号を付し、傍線を引いた。(1)・(15)が示すように、清和朝の童相撲でも「近臣」を左右にわけ、左右近衛大將をそれぞれの方の「首」としている点、左右が互いの奏楽と雜伎・散樂が見られる点が共通している。また、当然ではあるが相撲人は童である。また、【表1】にあるように、翌貞觀四年にも童相撲が二日間行われたが、その十数日後に「於「中宮」喚「伶人舞童子等」、奏「音樂」、如「童相撲日之儀」とあり、九世紀から童相撲で童舞が舞われていることが確認でき、(14)のうち舞人に童を用いるという点も合致している。(14)の勝方勝負楽がないのは、「皆如「相撲節儀」」とあるように、九世紀の相撲節会においては総計の勝方勝負楽の奏楽がなかつたためであろう。基本的な童相撲の式次第は、清和朝の童相撲の際にすでに整えられていたと考えてよさそうである。

瀧口相撲の初見は『日本紀略』承平二年（九三二）七月十四日条に見える「仰瀧口武士」、腰袒相撲の記事であり、瀧口武士に相撲をとらせたということしかわからないが、次の応和二年（九六二）年の瀧口相撲には当日の次第が記されている。

応和二年八月十六日、有「相撲事」、(1)侍臣等分「左右居南北」、于レ時坐「東又廂大床子」、次(7)左右奏「參入音声」各着座、「左方人候」(東寶子南階以南)、右方人候「同階以北」、只左右樂所人在「各方砌下」、治部卿源朝臣朝成等候レ之」、次(9)左右近進「相撲奏」、(10)用瀧口者、源朝臣執レ奏、(11)次左右鋪「筭刺」・出居等円座於「庭中南

表1 童・瀧口・藏人所衆の相撲

天皇	和暦	西暦	月日	内容	場所	観覧	史料
清和	貞觀三	861	6月28日	童相撲	前殿	天皇	三実
			6月29日	童相撲	南殿	天皇	三実
	貞觀四	862	7月5日	童相撲	前殿	天皇	三実
			7月6日	童相撲	前殿	天皇	三実
	貞觀五	863	7月8日	童相撲	南殿	天皇	三実
宇多	貞觀六	864	7月20日	童相撲	前殿	天皇	三実
	寛平七	895	7月7日	童相撲	綾綺殿前	天皇	紀略・西
	延喜元	901	7月28日	童相撲	綾綺殿庭		紀略・扶
			8月15日	童相撲			紀略
醍醐	延喜十四	914	7月28日	童相撲	綾綺殿前	天皇・東宮(保明)	紀略・西・貞
			8月19日	童相撲負態	清涼殿		紀略・西・貞
	延長六	928	8月9日	童相撲	弘徽殿	東宮(寛明)	紀略・扶
朱雀			閏8月6日	童相撲	中六条院	上皇(宇多)	紀略・扶
	承平二	932	7月14日	瀧口相撲			紀略
村上	承平七	937	8月19日	童相撲	常寧殿前		紀略
	天暦二	948	7月26日	童相撲定	殿上		紀略・貞
	天暦三	949	8月6日	童相撲定			紀略
	応和二	962	8月16日	瀧口相撲	清涼殿力	天皇	紀略・扶・西
	康保三	966	6月21日	童相撲		東宮(憲平)	紀略
冷泉	安和元	968	9月5日	童相撲	昭陽舎	東宮(守平)	紀略・小
円融	天元五	982	8月8日	童相撲(停止)		東宮(師貞)	紀略
一条	永延二	988	8月19日	童相撲	昭陽舎力	東宮(居貞)	小
	寛弘三	1006	8月17日	童相撲	東北対(中宮御所)	一宮(敦康)	紀略・御堂・權
			8月23日	童相撲	道長第		紀略・御堂・權
後一条	治安三	1023	8月25日	童相撲		小一条院(敦明)	小
堀河	嘉保2	1095	8月22日	瀧口・藏人所衆相撲	御殿北西壺方	天皇	中
	承徳2	1098	8月3日	瀧口・藏人所衆相撲	中殿	天皇	中

史料略号:三実/『三代実録』 紀略/『日本紀略』 西/『西宮記』 扶/『扶桑略記』 貞/『貞信公記』 小/『小右記』 御堂/『御堂閑白記』 権/『権記』 中/『中右記』

北一、次左右立合出、〈用二殿上衛府將佐〉、筭刺殿上小舎人、相撲長用二殿上衛府尉、次相撲〈着二犢鼻巾〉、葵花、匏花、合七番、左勝〈員五、〉最手不レ令レ取退入、即⑯左乱声、次抜頭、〈小舎人興光〉、次万歳樂、〈无二舞者〉、次⑮右長保樂、〈忠君朝臣〉、次散手、〈重光朝臣不レ舞〉、次帰徳、〈无二舞者〉、次輪台、〈序延光朝臣、左破済時、垣代又用二侍臣等〉、次崑崙八仙、〈為光・安親不レ舞入〉、次胡飲酒、〈兼通朝臣〉、次狛犬、〈无二舞者〉、次散樂、〈侍臣五位・六位、童部相撲走、并弄玉輪鼓〉、次吉簡、〈佐忠及五位・六位等出走〉、于レ時給二王卿・侍臣・樂所人等祿、又仰瀧口、同給祿レ之、（二）内割書、以下同じ）『西宮記』恒例第一七月相撲事勘物）

共通点について見ると、特に①侍臣を左右に分けること、⑯勝方勝負樂があり舞人は小舎人（殿上童）であること、⑮左右奏樂では「侍臣」が奏樂し、散樂も行われたこと、が詳細まで合致している。さらに、最後に「樂所人」に対して給祿が行われていることから、「侍臣」だけではなく内裏常設樂所も奏樂に携わっていたことがわかり、童相撲⑯の次第と共通する。瀧口・藏人所衆の相撲は、『中右記』承徳二年（一〇九八）八月三日条に「左藏人所衆、右瀧口」とあり、藏人所衆と瀧口との対戦形式であったが、「藏人両少将」を「左右念人沙汰者」とし、「參会殿上人」を分けて念人とする点が童相撲と同じである。以上から明確なようないいえど、童相撲とは共通点が多い。むしろ、相違点は、取り組み番数が童相撲に比して少ないこと、相撲童の準備や占手童の取り組みがないなど相撲人が童か瀧口かというくらいである。これは、童相撲が始められた清和朝に年中行事として行われていた相撲節会が、占手童を含む二十番の取り組みであつたのに対し、応和二年当時の年中行事である召合は十七番で（日暮れによりさらに省略されることも）あつたため、特に童相撲と瀧口相撲の性格を大きく異なるものではない。

②儀式の場

次に、「場」に着目してみよう。【表1】をみると、清和朝貞觀三、六年の童相撲はおおよそ「前殿」で行われている。當時清和天皇は元服前で東宮に居住しており、翌七年に内裏に遷御し、それ以後童相撲は見えない。大日方氏の指摘通り、九世紀の童相撲は幼帝のために行われたものと考えられる。しかし、寛平七年（八九五）及び延喜元年（九〇二）の童相撲は、九世紀と同じく天皇が観覧したものであるが、宇多・醍醐兩天皇はすでに元服しており、清和のようく幼帝のためとは言えない。寛平七、延喜元年ともに綾綺殿の前庭を場としているが、綾綺殿は内宴にも用いられる場である。内宴は正月二十一～三日の間で「近臣」を対象として開かれる内々の宴であり、この童相撲も内々に行われた行事だったのだろう。宇多は退位後にも童相撲を觀賞している。一方、延喜十四年以降は皇太子のための童相撲がほとんどであり、行われる場も東宮居所であった。十世紀初頭になり童相撲は東宮のための行事として行われるようになつたのである。

そして天皇は瀧口の相撲を觀覧するようになつた。瀧口は寛平年間に置かれ、藏人所に属して天皇の警衛・禁中の警備にあつた武士で、詰所は清涼殿東庭の北東部であつた（⁸）。先に引用した応和二年の場合「東又廂大床子」とあるから清涼殿東庭で相撲をとつたのだろう。堀河朝の嘉保二年（一〇九六）は藤原師実の大炊殿の「北西壺」（清涼殿代である西対と西北対、北対に囲まれた小庭）、承徳二年（一〇九八）は高陽院の清涼殿代である「中殿」（西小寝殿）で行われた（⁹）。

以上から、童相撲と瀧口・藏人所衆の相撲の行われる場はともに、天皇の居所である清涼殿の東庭や内宴に用いられる綾綺殿前庭、東宮居所の前庭など、相撲を觀覧する天皇や東宮の居住空間やそれに近い場で行われていたと言えよう。

③儀式運営

儀式運営における童相撲と瀧口・藏人所衆の相撲との共通性は、スタッフや念人構成に見える。永延二年（九八八）の東宮童相撲の相撲長は左右兵衛、出居は東宮帶刀、立合は近衛が担当しており⁽¹⁾、東宮の童相撲であるため出居が東宮帶刀となっている。先に引用した応和二年の瀧口相撲では、「次左右立合出、（用殿上衛府將佐）、筭刺殿上小舎人、相撲長用（殿上衛府尉）」⁽²⁾と見えるように、すべて殿上人によって構成され立合・相撲長を、出納が左方の籌刺をつとめており、藏人所によって構成されていた。

方人および念人を見てみよう。『平安時代史事典』によれば、方人は勝敗を競うチームメイトであり、念人は方人を応援する人をいう。ただし、相撲の場合、左右のチームに分けられた競技者は、召合では近衛、臨時に童や瀧口・藏人所衆であり、殿上侍臣が自ら相撲をとるのではなく、殿上賭弓や歌合のように自らが弓を射たり歌を詠んだりして競技に参加するわけではない。殿上人が相撲をとつたこともあつたが、藤原実資は「太狼藉」⁽³⁾「往古不レ聞事」（可ニ彈指々々）⁽⁴⁾などと批判している。公卿・殿上人が自ら相撲をとらず、童舞とは違ひ貴族の子息が相撲を取ることがなかつたのも、高位高官にある人々やその子息が自ら相撲をとることが不適切であつたためで、公卿・殿上人は相撲を応援・観戦することになつて楽しんだのである。そのため正確には「方人」は存在せず、相撲に限つて「方人」は「念人」と同義に用いられていたと考えられる。まず童相撲から見ると、寛弘三年（一二〇〇六）敦康親王童相撲では、左右頭中将をそれぞれ左右の頭とし、「殿上侍臣」が左右に分けられた⁽⁵⁾。東宮童相撲では、延長六年（九二八）の例として、「左頭大進忠幹、右頭少進仁鑑、亮伊衡朝臣為レ左、右近權中將實頼朝臣為レ右、宮殿上及侍者、陣頭侍従、各分「左右」」⁽⁶⁾があり、東宮童相撲では東宮坊の官人や東宮

の昇殿者が左右に分けられている。左右に分けるとは、「被レ定ニ童相撲方人」⁽⁷⁾や「相ニ分殿上人」⁽⁸⁾のよう、左右の方人と念人を定めることであり、童相撲では昇殿者を対象として左右の念人編成を行つたのである。童・瀧口・藏人所衆の相撲で公卿・殿上人が自らがチームに分かれて念人となることは召合にはないことであり、相撲の勝負をより身近で熱狂的に盛り上げ、左右それぞれのチームに編成された公卿・殿上人同士の親密性や結束力を高める効果をもつただろう。

また、相撲取り組み後に行われる奏楽を行う主体にも共通点がある。童相撲での奏楽は、『侍中群要』（卷八童相撲）によれば、各方の中・少将があらかじめ「本府」に仰せて準備させるとあり、一見、召合と同様の手配がなされているが、後述のように相撲童の招集を主に近衛次將が請け負つたことと同じく、勝負儀礼における勝負樂の専門機関とも言える近衛府が請け負つたものと考えられる。だが、「諸司及散位堪ニ管絃」者兩三人」を召し、あるいは舞人に童を用いるもある。むしろ童相撲で童舞が舞われる事例は多く⁽⁹⁾、実際には近衛府による勝負舞よりも童舞のほうが通例であった。貞觀四年（八六二）七月十七日には「於ニ中宮ニ喚ニ伶人舞童子等」、「奏ニ音楽」、「如ニ童相撲日之儀」（『三代実録』）とあり、九世紀から童相撲で童舞が舞われたことも服藤氏によつて指摘されている⁽¹⁰⁾。童舞を舞う童は、「伊衡朝臣息男昇殿、今日奏ニ輪台」、為ニ童時殿上故矣」⁽¹¹⁾のよう、殿上童であり、彼らにとつては童として昇殿を聽され宫廷社会の一員となる際の華々しい初舞台の場として機能した例もある⁽¹²⁾。また、傍線部は「新儀式」では「樂所及諸司所々堪ニ管絃」者兩三人」と記されており、樂所も奏楽に携わつていたことがわかる。諸司所々管弦堪能者については、『古今著聞集』（十相撲強力）に延長六年に宇多院が六條院で童相撲を主催した時のこととして⁽¹³⁾、「左は蘇合、右は新鳥蘇、次に新作の胡蝶樂を奏しけり、その曲、笛は忠房朝臣、舞は式部卿親王作給ひける」というエピソードがある。忠房とは中

古三十六歌仙の一人藤原忠房のことと、延長六年当時、右京大夫であつた。式部卿親王とは宇多皇子の敦実親王のことである。忠房は宇多院のもとで和歌・管弦の両分野で活躍、敦実親王も音曲を好み笛・琵琶・和琴を伝えた人物として評価されている⁽²⁾。瀧口相撲の奏楽も童相撲と同じく、応和二年の瀧口相撲には、舞人に「小舍人興光」・藤原忠君・源重光・源延光・藤原済時・藤原為光・藤原安親・藤原兼通・藤原佐忠などの名が見え、「侍臣五位・六位、童部」「五位・六位等」も奏楽に加わり、禄の支給対象に楽所が見える。童相撲と同じく、殿上人や童・楽所が奏舞・奏楽にたずさわっていたのである。

以上から、童相撲と瀧口・藏人所衆の相撲は、儀式次第、儀式の場、儀式運営において共通しており、公卿・殿上人という昇殿を聽された人々とが自ら儀式運営やチーム編成にかかわって、天皇（または東宮や院）とともに童や瀧口の相撲を観覧するという、同じ体系に属する儀礼であつたと言えよう。

三、相撲節会・召合との相違点

次に、童相撲や瀧口相撲が、年中行事として行われた相撲節会や召合とどのように異なるのかを検討し、童・瀧口相撲の性格を考えたい。

①場

相撲節会は、当初は神泉苑や武徳殿などの大規模な儀礼空間を用いて行われていたが、九世紀半ば頃から内裏紫宸殿南庭で行われるようになつた⁽²⁾。召合は内裏紫宸殿南庭で行われた。童・瀧口の相撲は、先に述べたように、天皇居所である清涼殿東庭や、内宴が行われる綾綺殿・東宮童相撲は東宮居所で行われた。相撲節会→召合→童・瀧口相撲の順に、小規模に、より天皇に密着した場となつてゐる。

②相撲人

相撲節会・召合では、諸国から相撲人が集められる。相撲節会では国司の責任において相撲人を貢進し、当日は二十番の取り組みが行われる。一番は占手として童の相撲人が相撲をとる。二・三番は白丁による相撲、四番から二〇番までは近衛・兵衛の相撲人であつた。召合では、近衛府の官人のうちから任命された相撲使が現地に向かい相撲人を連れ入京し、相撲人は左右に分けられ、擬近奏によつて擬近衛（相撲近衛）の立場で相撲をとつた⁽²⁾。

童相撲は童が相撲をとつたが、その童はどう調達されたのか。寛治六年（一〇九二）には白河院主催の童相撲が計画され、着々と準備が進行

している様子が『中右記』・『後一条師通記』に記されている。結局この童相撲は伊勢神宮の宝殿が顛倒したことにより中止となつたが、特に左方頭となつた師通は童相撲当日までの流れを詳細に書き留めており、方頭としての事前の準備状況について知ることができる⁽²⁾。そのうち、相撲童に関する記述を抜き出してみると、a 「童部招集十人」之由、仰「年預中将」、昨日相具相撲人等可レ参也」(二日条)、b 「秉燭、童部九人參云々」(四日条)、c 「中將國信參、五十人許^(源)相撲童」云々、自レ院中將許仰「童部達相具可レ参也」、d 「裏書、先於「殿下」申案内」、童相撲不^(三)相整^(二)、仍隨出来「令レ經御覽」、申剋年預中將帰來、仰レ事云、至「寸法」不レ可レ叶、但侍子共可^(二)相求者」(五日条)、e 「童相撲於レ宅令^(一)相整^(二)也」(七日条)、f 「以^(二)源中將^(一)給童部寸法木」云々」(九日条)、g 「仁和寺宮僧并覺仁法眼許等童候由、所^(二)聞食^(一)也、可レ注^(二)申名、其後可^(一)遣召^(二)也者」(十一日条)、h 「童相撲料被^(二)相尋^(一)、童部三人侍量乃之人子也、一人自レ院依^(レ)召所^(レ)參也、一人者依^(二)殿召^(一)、付^(二)差使一人^(一)相副參入云々」(二十五日条)である。相撲童はd 「侍子共」h 「侍量乃之人子」など侍(従者)の子、g 「仁和寺宮僧并覺仁法眼許」など寺の童部などから招集されており、広く童を求めたことがわかる。ただし、「童部」「侍子共」などからわかるように、童舞のように貴族の子息からは選ばれなかつた。これは、前節でも取り上げたように、相撲を取る行為が貴族にとってふさわしくないものであるという認識が働いていたことによると考えられる。

また、a・c・d・fから、この招集の責任は主に「年預中将」についたことがわかる。左方の年預中将は源国信であり、彼が左方頭である師通から十人の相撲童を招集するよう命じられ、五十人の相撲童を集めてきたが、彼は寸法(童の身長)をばかり相撲童を絞り込むなど、相撲童の招集・選定に関わっていた。『中右記』にも「予相^(二)具相撲童五人^(一)參^(二)入鳥羽殿^(一)、是一日上皇有^(二)別仰^(一)云、念人等皆可^(二)求^(一)進童部^(二)者、

仍離非^(二)近衛次將^(一)所^(二)將參^(一)也」(十三日条)とみえて、主に近衛次將の掌るところであった。これは、近衛府内部に相撲所という臨時部局が設けられ、中・少将を責任者として相撲使が派遣され相撲人を招集し、内取が行われ相撲人が選定される、召合の方式⁽³⁾と一見同じである。ただし、召合と同じく近衛府が運営しているからではない。近衛次將が関与するのは、院主催の競馬などの勝負の行事を近衛府が請け負つて行つて、齋藤氏の指摘が参考になる⁽⁴⁾。競馬は高い専門技能を必要とするためという理由もあるが、相撲・賭弓・競馬という勝負の行事の運営を日ごろから行つて、運営が関与することによつて、運営をスマーブスに行うことができる。左右の頭は近衛大將が選ばれることや、奏樂に近衛府の勝負が用いされることも、この請負業務によるものである。これらの業務が請負であつて運営主体ではないことは、奏樂に樂所が參入したり、近衛次將による招集以外にも広く相撲童を求める点からも指摘できよう。「別仰」によつて宗忠も童部五人を将来し、「角力」させたところ三人が「頗得^(二)其体^(一)」であつたため右方頭源頸房の宅へ連れて行くよう指示された(十三日条)。hには白河院や閔白師実の「召」による相撲童も見えている。次將による招集ルート以外にも、院や閔白、念人などの命によつて広く集められた。

③スタッフ・念人構成

ここでは、相撲当日に出居・相撲長・籌刺・立合・念人などの役割を請け負つた人々の構成について見ていくたい。童や瀧口・藏人所衆の相撲の場合、殿上人や藏人所職員、東宮宮司などで構成されていた。召合では、出居は近衛次將がつとめる。相撲長・立合・籌刺については、次の記事が参考になる。

絹二疋・府生白絹一疋・最手例禄外赤絹一疋・最手勝岡外相撲人三人、勝者布三端、乍三三人皆勝者也、相撲長五人^(端)、番長四端、近衛二端、將曹正方依レ無^(レ)相撲使之勤^(レ)進^(レ)過状^(レ)、之内又令^(レ)追遣^(レ)、仍下^(レ)給^(レ)、今年無^(レ)立合^(レ)、

〔『小右記』万寿三年（一〇二六）八月七日条〕

この日は右近衛府の還饗であり、召合等で勤めを果たした近衛府官人と相撲人相撲長らに禄が与えられた。『西宮記』（恒例第二七月召合傍注）には「寛平三年七月卅日、相撲長近衛着尋常衣事」と見え、相撲長は近衛舎人がつとめるものであつた。籌刺は『江家次第』（巻八七月相撲召合）に「籌刺府生着座」とあることから府生の役割であったと思われる。万寿三年の還饗で禄の支給対象者に籌刺が見えないのは、官人のうちの府生として禄が支給されているからで、この点も籌刺は府生の役割だったことを表している。立合については具体的に史料に見えなかつたが、還饗で相撲長と並び禄の支給対象者になつてゐることから、籌刺のように官人ではなく、相撲長と同じく近衛舎人の担当であったと考えられよう。つまり、当日の進行にかかるスタッフは、召合の場合、すべて近衛府によつてまかねられてゐるのである。

念人の存在も、童などの相撲とは全く異なる。童などの相撲においては、儀式の参加者でもある公卿・殿上人が左右それぞれの念人（方人）としてチームに編成され、相撲の勝負に積極的にかかわる形式をとつていれる。しかし、召合の参加者である公卿・殿上人は、左右いすれかに分けられることなく相撲の勝負を天皇とともに観覧し、念人として見えるのは陰陽師だけである⁽²⁾。また、召合には「左方」「帝王方」の観念が強く働いており、特に撰閑期までは必ず左方が勝つことになつていた⁽³⁾。童・瀧口の相撲でも同様の観念は見られるが、「事出卒爾」、左多負云々など総計が右勝となることもあつたようである⁽⁴⁾。

以上のことから、召合は近衛府が進行・対戦するのに対し、童・瀧口の相撲では、殿上人や藏人・藏人所によつて進行がなされ、公卿・殿上人はチーム編成されることによつて、自ら相撲の勝負を楽しむという特徴があると言えるのである。

④ 奏樂

まず奏樂内容について整理しよう。相撲節会ではa占手勝方の乱声、b最手勝方の勝負樂、c左右の奏樂・雜樂がなされた。召合では占手の取り組みはないためaは奏されず、bの最手勝負樂の後、十七番の取り組みの総計の勝方勝負樂が奏され、cは翌日の抜上で奏樂され召合当日にはなかつた。『侍中群要』（巻八、童相撲事）から奏樂内容に関する事項を抜き出すと、占手の取り組み後に「勝方乱声」、すべての取り組み終了後に「勝方奏^レ舞」、勝方の頭以下再拝の後「左右遞奏^レ舞及雜樂」があつた。最手勝負樂については寛弘三年（一〇〇六）八月十七日の童相撲で二十番の取り組みが行われた後、「右勝六之中、最手勝、仍納蘇利」（『權記』）と見えることから奏されたようである。つまり、相撲節会と

同じくa～cすべて奏樂され、これに召合の要素である総計勝方勝負樂が加わった形である。これは、童相撲が貞觀年間に始まるもので、当時相撲儀礼の中心であつた相撲節会を踏襲する形で奏樂したことや、占手を含む二十番の取り組みを基本としていたことによるものであると思う。貞觀三年の童相撲では、「左右互奏^レ音楽」、種々雜伎、散樂、透撞、呪擲、弄玉等之戯、皆如^(レ)相撲節儀^(レ)と見え、相撲節会に準じた内容で、えて当日奏されるようになつたものであり、童相撲でも同時期から総計勝負樂は、召合が年中行事となつた一〇世紀初頭から、後日の負態にかが書き留められており⁽⁵⁾、同じく一〇世紀初頭から勝方勝負樂も奏するようになつたものと考えられる。奏樂主体についても、童などの相撲に

おいては貴族の子息による童舞があつたほか、楽所も奏楽に関与しているのに対し、相撲節会では相撲司として雅楽寮が、召合の勝負楽は近衛府の舞人・樂人が奏する⁽³⁵⁾。特に奏楽機関に限定してみれば、相撲節会—雅楽寮、相撲召合—近衛府、童相撲—樂所という、儀礼の体系別に明確に分けられていることがわかる。これは、相撲節会と相撲召合、童相撲がそれぞれ運営方式を異にしていることを表している。

⑤運営方式

相撲節会の儀式運営は、相撲司によつて行われる。節会の約一か月前に、親王を別当として、中納言・參議・侍従から左右各二人が相撲司に任命される⁽³⁶⁾。「凡七月上旬差官人并雜樂人等」、「凡七月廿三日丞四人、内舎人廿人歴名分」、「送左右相撲司」、「廿五日寅尅、丞率内舎人等」、「向相撲司」、即五位以上及丞内舎人等、「行列引相撲人樂人等」、「進詣東西門」（『延喜式』中務省）など、奏樂を担当する雅楽寮をはじめとする諸司から役割に応じて相撲司に人員が派遣され、太政官主導で律令官僚機構の指揮命令系統を用いた運営方式がとられていた。相撲人は『官曹事類』逸文に「相撲人事、諸國二三人云々、簡試部内上手」、毎年限六月卅日以前進上、其宛給食馬者、並依『旧例』⁽³⁷⁾とあるように、毎年諸国から二〜三人貢進されていた⁽³⁸⁾。天長八年（八三一）に「応内奪下不貢相撲人、国司公廨上并言上不貢上怠由事」として、相撲人の「或過期日」、僅以參詣、諸節會既迫、不能休息」といった問題の原因が「国司依無科責」⁽³⁹⁾るとし、期限までに相撲人を貢進しなかつた国司掾以上の当年の公廨を奪い、交易して来年七月以前に相撲司に送るよう太政官符が出されている⁽⁴⁰⁾。元慶八年（八八四）に相撲節会と相撲入京期限が改定された際にも、同格を引き、闕怠があった場合は国司の公廨を奪うよう規定されている⁽⁴¹⁾。相撲節会における相撲人貢進の責任は国司

にあり、貢進される相撲人あるいは闕怠による交易物は節会を運営する相撲司により管理・運用されていた。

召合の運営は近衛府が中心となつて行う。その実態は鳥谷氏の研究に詳しいので、以下氏の見解に従つてまとめたい⁽⁴²⁾。二、三月頃、陣座で相撲人徵集のため諸道に派遣される相撲使を決定する相撲使定が行われる。定の日時の調整や相撲使を所望する申文や推举といった定の準備、相撲使の選定などが近衛府政所によつて行われた。召仰の後、近衛府政所において相撲所が定められ、相撲所の監督のもと府内取が始まり、練習の成果に応じて当日の相撲人を選定し、大将の承認を得て決定され、御前内取を経て召合での取り組みとなる。後日、大将主催で相撲に携わった將監以下の官人と相撲人に還饗といふ饗宴がもたれた。

相撲人招集の責任の所在も、九世紀の相撲節会とは異なる。

『小右記』治安三年（一〇二三）四月一日条によれば、相撲人が年來点貢されないことについて、今年から毎年二人、膂力者を貢すよう、また不勤の国司の科責について官符に載せること、との宣旨を受け、科責については「如御禊祭宣旨趣」⁽⁴³⁾くするのはどうかという実資の意見に公卿は皆同意し、「国々相撲進不勸文」を注させて「可備功過時定」とする方針が決まった。当条については下向井氏・光谷氏の論考⁽⁴⁴⁾で詳細に述べられているので、以下適宜引用する。治安三年官符のいう「御禊祭宣旨」とは、『朝野群載』（卷二八）に載せられた応和三年（九六三）宣旨⁽⁴⁵⁾「応和起請」のことである。同宣旨の「科責事」は「勸・申功過」之日、准諸司例、仰彼院司、令レ勘・申件雜物違期未進之國、隨其懈怠之狀跡、不預治國之勸賞」という罰文である。治安三年四月一日条の方針にもとづき作成された太政官符には、「但叙位・除目之時、定申功課之日」に近衛府に仰せて「勤否勘文」を進めさせ、「無勤之輩」はたとえ「任國之功」があつたとしても「僉議之列」には預からせないといふ罰文が載せられ（同年五月二十四日条）、確かに応和三年の「御禊祭宣旨

旨」の方式が適用されている。同官符は「起請官符」（万寿元年一二〇二四）十月九日条と呼ばれ、治安三年四月一日条で公卿の同意を経ている。公卿起請に基づいて発布された。「勤否勘文」（万寿元年十月一日条では「相撲勘文」とする）の実例は『朝野群載』（卷二）に見え、主計・主税二両頭を宛所とし「右近衛中将藤在判」で、「摂津国年貢白丁事」についての勘文（「返抄」）が、相撲節が停止されても「依起請」より太政官に進められている。

以上から、相撲人貢進における国司の科責は、九世紀の公廨没収という形から、公卿起請にもとづく受領功過定における評価項目の一つへと転換していることがわかる。また、相撲人貢進の勤不の勘文を近衛府が提出しており、相撲召合を運営し、相撲人を管理していたのが近衛府であつたことを表している。また、相撲人貢進の「違期」については、担当の相撲使に過状を提出させ⁽⁴⁾、相撲人入京は大将に報告されたことなども同様である。

召仰といつて、召合の十日ほど前に、勅をうけ上卿が外記を通して左右近衛次将と装束司を陣座の膝着に召し、召合を行う期日や奏楽の有無などを伝える儀がある⁽⁴⁾。上卿主導で陣座において行われており、太政官の主催である。つまり召合は、太政官主導のもと近衛府が運営する方

式をとった儀礼であると言える。

節会・召合と比較したとき童相撲に特徴的であるのは、殿上賭弓とともに童相撲に関する項目が『侍中群要』に設けられていることである。侍中とは藏人の唐名であり、『侍中群要』は五位・六位藏人と藏人所官人の公務に関する有職故実が記されたものである。第七後半から始まり第十九前半に至り、藏人が主導する臨時の儀式が羅列された「臨時儀式事」の中に項目が設定されており、童相撲や殿上賭弓は召合や正月十八日賭弓とは異なり儀式運営の中心は藏人にあることができる。卷八、童相撲には「凡童相撲、有レ勅以^レ殿上公卿^ニ定^ニ左右頭^ニ（或被^レ定^ニ藏人頭

八月一日条）・「參^ニ六條院、於^ニ殿上座、左大臣・右大臣（中略）被^レ候之間、関白殿自^ニ御前^ニ著^ニ殿上（直衣）、童相撲式相具給、被^レ仰下^ニ之處、最手助手相可^ニ七番^ニ、童相撲彼是間、何可^レ被^レ行^レ之哉」（『後二條師通記』同日条）と見えるように、殿上間であつたことがわかる。内裏か院御所かという違いはあつても、それぞれの殿上間で殿上公卿によつて定められるという点は共通しており、童相撲を主催する天皇や東宮・院それぞの殿上人という立場で童相撲の運営に携わっていると言える。つまり、童相撲は天皇もしくは東宮・院と、それぞれの昇殿を聽された人々との人格的結合を確認する儀礼なのである。

おわりに

相撲節会・召合と比較した、童（瀧口・藏人所衆）による臨時相撲の特質と機能をまとめ、稿を閉じよう。童（瀧口・藏人所衆）による臨時相撲では、童や瀧口・藏人所衆が相撲人となり、それを公卿・殿上人が自ら念人となつて左右のチームに分かれ相撲の応援・観戦をした。童相撲は幼帝や皇太子・親王の居所で行われることが多く、幼少の天皇や皇位繼承者と殿上人との人格的つながりを強化するための遊興的行事であつたと考えられる。瀧口・藏人所衆の相撲は、寛平年間の瀧口設置や藏人所の拡充によつて一〇世紀以降に行われるようになった、天皇の内々

の遊興的行事であつた。また、当日は殿上人や藏人が出居や相撲長などを勤めて進行や運営に携わり、奏楽にも殿上童や殿上人、樂所などが参入していた。童・瀧口・藏人所衆が相撲を取る臨時の相撲儀礼は、殿上人が運営・進行し、演奏を行うという、殿上人による儀礼であることが大きな特徴であり、殿上人であるがゆえにその儀礼に参加する資格を有し、天皇と限られた人々の密接なつながりをより強固なものにできるのである。これは年中行事として行われる召合とは違い、御遊や殿上賭弓などと同じく極めて内輪の性格を持ち、天皇と公卿・殿上人に限定された内々の行事である。

本稿で述べてきたことを総括する意味で、観覽と奉仕の観点から相撲儀礼をまとめる、以下の三つに体系化することができる。まず第一に、九世紀までの相撲「節会」であり、全官人による相撲「節会」への参列を天皇一人が観覽するという形態で、大規模な儀礼空間である神泉苑や武徳殿を場とし太政官の指揮下で律令制的官僚機構により構成された相撲司によつて運営された。第二は九世紀末から一〇世紀初頭に恒例となつた相撲「召合」であり、内裏紫宸殿を場として、太政官(上卿)の指揮のもと近衛府が準備・運営・進行し近衛舎人の相撲と近衛府舞人・樂人による勝負樂を、天皇・公卿・殿上人がともに飲食して観覽するという形態である。第三は、童・瀧口・藏人所衆による相撲で、内裏清涼殿や後宮殿舎、東宮居所など日常的居住空間を場とし、藏人が装束や食膳の差配を行い、公卿・殿上人が自ら運営や進行に当たり、チームに分かれて観戦するものである。第一と第二・第三の間には、九世紀末～一〇世紀初頭の王朝国家への国家体制の転換があり、転換後には第一の形態は消滅・衰退・形骸化した。第二・第三の形態は王朝国家宫廷儀礼の特質を表している。第二は昇殿制の成立とともに九世紀半ばに臨時儀として始まり、国家体制の転換にともなつて公式の宫廷儀礼となり、平安末期まで継承された。第三の形態は、宇多朝における昇殿制の整備によつて

一〇世紀初頭に新たに成立したもので、昇殿を聽された極めて限られた人々のみが参加しその紐帶をより強固にする場として機能したのである。

註

- (1) 拙稿「相撲儀礼の転換—相撲「節会」から相撲「召合」へ—」(『九州史学』一五六号、二〇一〇年)。
 (2) 大日方克己「相撲節」(『古代國家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)。

(3) 『西宮記』恒例第二、七月、相撲事脚注、『日本紀略』寛平七年(八九五)七月七日条。

(4) 『中右記』・『後一条師通記』寛治六年(一〇九二)八月の条。

(5) 松見正一「平安宮廷行事における「童」—童相撲と童舞をめぐつて—」(『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊四、一九九六年)。

(6) 服藤早苗「舞う童たちの登場—王権と童—」(『平安王朝のこどもたち—王権と家・童—』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九九八年)。

年)。

(7) 拙稿「儀式書に見る平安時代の勝負儀礼の勝敗と勝負樂」(『広島大学大学院教育学研究科紀要』第一部〈文化教育開発関連領域〉第五七号、二〇〇八年)。

(8) 『平安時代史事典』

(9) 皇居の特定は詫問直樹編『皇居行幸年表』(平文社、一九九七年)、里内裏の殿舎及び用法については太田静六『寝殿造の研究』(吉川弘文館、一九八七年)を参考とした。

(10) 『小右記』永延二年(九八八)八月十九日条。
 (11) 『小右記』万寿元年(一〇二四)七月二十一日条。同月十七日夜に「雲上侍臣」が紫宸殿前で相撲をとり、その時の「遺恨」により二

十一日夜に暴行事件が起きた。

(12) 『小右記』万寿四年(一〇二七)八月二十三日条。源師房と藤原経通が相撲をとつた。経通が検非違使別当の重職にあつたため、大衆の面前で相撲をとつたことを批判している。師房は「異姓幼若之人」であるとしてはいるが、相撲をとつたことは「失」であるという認識が示されている。

(13) 『日本紀略』・『御堂関白記』・『權記』、寛弘三年(一〇〇六)八月十七日条。

(14) 『扶桑略記』延長六年(九二八)八月九日条。

(15) 『日本紀略』天暦三年(九四九)八月六日条。

(16) 『中右記』寛治六年(一〇九二)八月一日条。

(17) 寛平七年(八九五)七月七日には「小童奏舞」(『日本紀略』)、延喜十四年(九一四)七月二十八日には「童舞事」、同年八月十九日(奏

童舞)」(『貞信公記抄』)、永延二年(九八八)八月十九日(次抜頭舞、右胡蝶樂(童四人)、)『小右記』など。

(18) 服藤氏前掲註(6)。

(19) 『扶桑略記』延長六年(九二八)八月九日条。

(20) 松見氏は前掲註(5)論文において、童舞は一族の他氏への勢力の顯示であり、一族の榮進の手段であると述べるが、摂関家や他家・他氏との対立構造でとらえると、その趨勢によつて宮廷社会は度々異なるものになり、王朝国家という一つの国家段階の宮廷社会の性質を述べることは不可能となる。昇殿制を軸にした天皇と公卿・殿上人との特別な紐帶という一つの枠としてとらえ、そこへ参入することの意味を考えるべきではなかろうか。

(21) 『和名類聚抄』四では「胡蝶樂(延喜八年、亭子院童相撲之時、

山城守藤原忠房朝臣所レ作也」とし、『体源抄』十二下では「延喜六年八月、太上法皇覽ニ童相撲之時」のこと、同書十三では「一説ニハ前栽合」のときのこととする。忠房と敦実親王は、延喜八年(九〇八)の宇多院前栽合の際にも同様に延喜樂を作曲・振り付けしており(『体源抄』十二上)、延喜六年説をとるものは延喜樂と混淆してしまった可能性がある。また宇多院が延長六年閏八月に中六条院において童相撲を催したことが『日本紀略』・『扶桑略記』と一致する。さらにいえば忠房が山城守となつたのは延長三年(九一五)のことである(『中古歌仙三十六人傳』)。松見氏は前掲註(5)論文において延喜六年説をとり、敦実親王が元服前であるため童舞の事例として彼を「神童」と表現しているが、上記の条件を合わせ考へるに、延長六年の閏八月説が妥当であり、諸司所々管弦堪能者の事例としてみるのが妥当である。

(22) 松見氏前掲註(5)。

(23) 大日方氏前掲註(2)。

(24) 鳥谷智文「王朝國家期における近衛府府務運営の一考察—『小右記』を中心として—」(『史学研究』一九九号、一九九三年)。また、佐々木恵介『小右記』にみる摂関期近衛府の政務運営(笛山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集下巻』吉川弘文館、一九九三年)においても、相撲使と相撲所について言及されている。

(25) 『小右記』永延二年(九八八)八月二十一日条。

(26) 『中右記』寛治六年(一〇九二)八月五日条。

(27) 『後二条師通記』寛治六年八月七日条。

(28) 大日方氏前掲註(2)、吉田早苗「平安前期の相撲人」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第七号、一九九七年)、鳥谷氏前掲註(24)、染井千佳「相撲の部領使について」(『人間文化創成科学論叢』一一、二〇〇九年)。

- (29) 童相撲は治安三年（一〇二三）を最後に久しく行われておらず、主催も院ではあるが、八月一日に院御所六条院の「殿上」において童相撲定が行われた際、「左・右大将為「方頭」、相「分殿上人」為「念人」」（『中右記』）としていることは童相撲に一貫して見られる特徴である。また『後二条師通記』には、「閑白殿自「御前」着「殿上」、（直衣、）童相撲式相具給」（八月一日条）、「令「朝輔申」殿下」、童相撲旧記候者可「下給」之由、令「言上」也、聞食了、明日可「給之由所レ仰也者」（同二日条）と見えて、閑白師実は「童相撲式」なるものを持参し、左方頭になつた師通は童相撲の前例を参照すべく『旧記』を求めていたことから、基本的な部分は前例に準拠して行つたと考えたい。
- (30) 鳥谷氏前掲註（24）。
- (31) 斎藤拓海「近衛府と競馬」（『広島大学大学院文学研究科論集』七一、二〇一一年）。
- (32) 『小右記』万寿四年（一〇二七）七月二十二日条「入夜陰陽允孝秀參來、仰下可「奉」仕相撲念人」之由上、申「故障」、然而重召仰、申可「奉之由」訖、長元四年（一〇三一）七月十二日条「又申云、相撲念人陰陽師陰陽人為利申「障、頭中將令」強召仰」、申云、可「進」身即者、仰（抑力）先年念人孝秀為「中將実基」被「令辱之後、在々陰陽師申「レ礙不レ參、尤道理也」など。
- (33) 廣瀬千晃「相撲節会の勝負樂」（『古代文化』五六一六、二〇〇四年）、関根奈巳「摶闘記相撲節のにおける勝敗」（佐伯有清編『日本古代史研究と史料』青史出版、二〇〇五年）、拙稿註（7）。
- (34) 『中右記』承徳二年（一〇九八）八月三日条。
- (35) 『扶桑略紀』卷二三裏書延喜元年（九〇二）七月二十八日条には「右勝」、「貞信公記抄」延喜十四年（九一四）七月二十八日条には「左勝」と見える。この時、清涼殿で負態があり、当該期は負態から総計勝方勝負樂への移行期と考えられる。

(36) 拙稿註（1）。

(37) 『延喜式』太政官、相撲条。及び『三代実録』貞觀七年（八六五）六月二十六日条、元慶六年（八八二）六月二十六日条、仁和二年（八八二）六月二十五日条、同三年六月二十五日条。

(38) 大日方氏前掲註（2）、吉田氏・染井氏前掲註（28）。

(39) 『類聚三代格』卷第十八、相撲事、天長八年（八三二）七月二十七日太政官符。

(40) 『類聚三代格』卷第十八、相撲事、元慶八年（八八四）八月五日太政官符。

(41) 鳥谷氏註（24）。以下、当段落は主に氏の論考による。

(42) 下向井龍彦・光谷哲郎『小右記』にみえる「起請」について―王朝国家における「法」形成の一侧面―（下向井氏平成一〇年度～平成一一年度科学研究費補助金研究成果報告書『平安時代の「起請」について―王朝貴族の腐敗防止法―』二〇〇〇年）。

(43) 『小右記』長和二年（一〇一三）八月十六日条など。

(44) 『西宮記』恒例第二、七月、相撲事・『同』臨時六、次將事。『北山抄』卷第九、羽林抄、相撲召合。『江家次第』卷第八、七月、相撲召仰。

付記

当論文は、平成二六年に広島大学大学院教育学研究科に提出した学位論文の一部であり、第九回「住友生命未来を強くする子育てプロジェクト」女性研究者奨励賞による助成金を受けて加筆・修正したものです。